

○厚生労働省告示第百十号
 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十八号）第五十一条及び第四十条第一項、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十号）第五十一条及び第四十条第一項並びに児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十二号）第五十一条及び第四十条第一項の規定に基づき、指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年三月二十四日
 厚生労働大臣 坂口 力

指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十八号）第五十一条及び第四十条第一項、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十号）第五十一条及び第四十条第一項並びに児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十二号）第五十一条及び第四十条第一項に規定する指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たるとして「居宅介護従業者」といふこととして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- 一 介護福祉士
- 二 居宅介護従業者養成研修（身体に障害を有する者若しくは児童又は知的障害を有する者若しくは児童に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一に定める内容以上のもの、別表第二に定める内容以上のもの又は別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 三 視覚障害者移動介護従業者養成研修（視覚障害を有する者又は児童に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 四 全身性障害者移動介護従業者養成研修（全身性の障害を有する者又は児童に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第五に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 五 知的障害者移動介護従業者養成研修（知的障害を有する者又は児童に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 六 日常生活支援従業者養成研修（全身性の障害を有する者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- 七 平成十五年三月三十一日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、市長。）が認める研修の課程を修了した者
- 八 平成十五年三月三十一日において現に視覚障害者移動介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

九 平成十五年三月三十一日において現に全身性障害者移動介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十 平成十五年三月三十一日において現に知的障害者移動介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十一 平成十五年三月三十一日において現に日常生活支援従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十二 平成十五年三月三十一日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十三 平成十五年三月三十一日において現に視覚障害者移動介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十四 平成十五年三月三十一日において現に全身性障害者移動介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十五 平成十五年三月三十一日において現に知的障害者移動介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十六 平成十五年三月三十一日において現に日常生活支援従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十五年四月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十七 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第六項に規定する政令で定める者

十八 平成十五年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）以下「改正法」といふ。）第五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条第二項第二項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。）、知的障害者居宅介護等事業（改正法第七条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう。）、又は児童居宅介護等事業（改正法第十条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する児童居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

別表第一（第二号関係）

区分	科 目	時間数	備 考
講義	障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	七	演習を行うこと。
	老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義	一〇	演習を行うこと。
社会保障制度に関する講義		三	